

○「地域医療連携推進法人の定款例について」（平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 1 号）別添）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定款例	備 考	地域医療連携推進法人（一般社団法人）の定款例	備 考
<p>一般社団法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条～第 4 条 (略)</p> <p>(医療連携推進業務)</p> <p>第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修</p> <p>(2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入</p> <p>(3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集</p> <p>(4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための〇〇事業</p> <p><u>2 本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業を行わない。</u></p> <p><u>(1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集</u></p> <p><u>(2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業</u></p> <p>第 6 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 3 章 基金 (略)</p> <p>第 4 章 社員 (法人の構成員)</p>	<p>・医療法第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等の機能分担や業務連携に関する事項を掲げること。</p> <p><u>・参加法人等として個人が参加できる場合は削除すること。</u></p> <p><u>・参加法人等として個人が参加できる場合は、必須記載事項</u></p>	<p>一般社団法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条～第 4 条 (略)</p> <p>(医療連携推進業務)</p> <p>第 5 条 本法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修</p> <p>(2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入</p> <p>(3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集</p> <p>(4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための〇〇事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 6 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 3 章 基金 (略)</p> <p>第 4 章 社員 (法人の構成員)</p>	<p>・医療法第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき医療連携推進方針に記載した、病院等の機能分担や業務連携に関する事項を掲げること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u><例1></u></p> <p>(5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人</p> <p><u><例2></u></p> <p><u>(5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 以下の者については、社員としない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p>(4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p>(5) (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u><例1></u></p> <p>第13条 第9条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 予算の決定又は変更</p> <p>(2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ</p> <p>(3) <u>事業に係る重要な資産の処分</u></p> <p>(4) 事業計画の決定又は変更</p> <p>(5) 定款又は寄附行為の変更</p> <p>(6) <u>法人の合併又は分割</u></p> <p>(7) 目的たる事業の成功の不能による解散<u>又は事業の廃止</u></p>	<p>・必須記載事項</p> <p><u>・参加法人等として個人が参加できない場合の記載</u></p> <p><u>・参加法人等として個人が参加できる場合の記載</u></p> <p>・必須記載事項</p> <p><u>・参加法人等として個人が参加できない場合の記載</u></p> <p>・必須記載事項</p> <p><u>・参加法人等として個人が参加できない場合の記載</u></p>	<p>第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (1)又は(2)の法人のうち、法第70条第1項の参加法人になることを希望しない法人</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 以下の者については、社員としない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p>(4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p>(5) (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 第9条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 予算の決定又は変更</p> <p>(2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ</p> <p>(3) 重要な資産の処分</p> <p>(4) 事業計画の決定又は変更</p> <p>(5) 定款又は寄附行為の変更</p> <p>(6) 合併又は分割</p> <p>(7) 目的たる事業の成功の不能による解散</p>	<p>・必須記載事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・必須記載事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・必須記載事項</p> <p>・医療法第70条の3第1項<u>第17号</u></p> <p>・意見を求める事項については、すべてを具体的に明記すること。(左欄(1)～(7)に掲げる事項は医療法第70条の3第1項<u>第17号</u>に掲げるものであり、すべて意見を求める事項としなければならない。)</p>
---	---	---	--

<p>第 35 条～第 37 条 (略)</p> <p>第 8 章 地域医療連携推進評議会</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>(権限)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 40 条～第 41 条 (略)</p> <p>第 9 章 資産及び会計</p> <p>第 42 条～第 45 条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 46 条 1～3 (略)</p> <p><u><例 1></u></p> <p>4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。</p> <p>5 本法人は、前 2 項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p><u><例 2></u></p> <p><u>4 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「資産及び会計に関する規定」は必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人以外の法人の場合の記載</u> ・ 事業報告書等については、監事の監査が必要であり、そのうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査も必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合の記載</u> 	<p>第 35 条～第 37 条 (略)</p> <p>第 8 章 地域医療連携推進評議会</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>(権限)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 40 条～第 41 条 (略)</p> <p>第 9 章 資産及び会計</p> <p>第 42 条～第 45 条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 46 条 1～3 (略)</p> <p>4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。</p> <p>5 本法人は、前 2 項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「資産及び会計に関する規定」は必須記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(新設)</u> ・ 事業報告書等については、監事の監査が必要であり、そのうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士等の監査も必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(新設)</u>
---	---	--	--

<p>第 47 条 本法人の理事は、前条第 5 項 <u>(又は第 4 項)</u> の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>第 49 条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款 (2) 公認会計士等の監査報告書</p> <p>2 本法人は、社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、事業報告書等 (財産目録を除く。)、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 50 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第 51 条～第 52 条 (略)</p> <p>第 10 章～第 12 章 (略)</p>	<p>・事業報告及び決算については、医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 2 の規定に基づき、定められた書類に関して社員総会における承認、報告が必要</p> <p>・事業報告及び決算については、定められた書類に関して備え置き、閲覧に供することが必要 (医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 4)</p> <p>・<u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は「公認会計士等の監査報告書」は不要。</u></p> <p>・主たる事務所においては原本を 5 年間、従たる事務所においては、その写しを 3 年間備え置く必要がある。</p> <p>・<u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。</u></p> <p>・医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 52 条</p> <p>・<u>医療法第 70 条の 14 に規定する特定地域医療連携推進法人の場合は、「公認会計士等の監査報告書」は不要。</u></p>	<p>第 47 条 本法人の理事は、前条第 5 項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>第 49 条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款 (2) 公認会計士等の監査報告書</p> <p>2 本法人は、社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、事業報告書等 (財産目録を除く。)、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 50 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第 51 条～第 52 条 (略)</p> <p>第 10 章～第 12 章 (略)</p>	<p>・事業報告及び決算については、医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 2 の規定に基づき、定められた書類に関して社員総会における承認、報告が必要</p> <p>・事業報告及び決算については、定められた書類に関して備え置き、閲覧に供することが必要 (医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 51 条の 4)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・主たる事務所においては原本を 5 年間、従たる事務所においては、その写しを 3 年間備え置く必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・医療法第 70 条の 14 において準用する同法第 52 条</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--	--	--

附則 (略)

附則 (略)